



清須市成年後見支援センター設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の権利を尊重し、及び擁護するとともに、成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図るため、清須市成年後見支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清須市成年後見支援センター
- (2) 位置 清須市一場古城604番地15

(事業内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 制度の広報及び啓発
- (2) 制度に関する相談
- (3) 制度の利用促進
- (4) 成年後見人等の支援
- (5) 制度に係る関係機関等との連携
- (6) その他必要な事業

(開設時間)

第4条 センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（委託）

第6条 市長は、センターの運営を市長が適当と認める法人に委託することができる。

（雑則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

（清須市成年後見センター設立準備委員会設置要綱の廃止）

3 清須市成年後見センター設立準備委員会設置要綱（令和4年清須市告示第39号）は、廃止する。